

2016年2月26日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—金融政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第417号）

中国人民銀行、 インターバンク債券市場を 国外の機関投資家に開放へ

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

中国人民銀行（PBOC）は、2016年2月17日付で『国外機関投資家によるインターバンク債券市場への投資に関連する事項のさらなる適切な遂行についての公告』（中国人民銀行公告[2016]第3号、以下『3号公告』という）を公布しました。国外の機関投資家にインターバンク債券市場への参入を開放することを発表しました。国外の銀行や証券会社、保険会社、年金ファンドといった機関投資家は、PBOCへの届出手続完了後、中国のインターバンク市場で債券取引を行うことができます。

□ 投資限度額は設けず

中国の金融当局が、金融市場の対外開放で歩を進めています。PBOCは2010年8月、オフショア人民元の還流ルートを広げるため、中央銀行・通貨当局や香港・マカオの人民元クリアリングバンク等にインターバンク債券市場を試験開放しました。その後、2015年7月14日付で『国外中央銀行、国際金融組織、ソブリン・ウェルス・ファンドによる人民元を運用したインターバンク市場への投資の試行に関連する事項についての通達』（銀発[2015]220号、以下『220号通達』という）を公布。外国の中央銀行やソブリン・ファンド等の特定の機関投資家によるインターバンク債券市場への参入を届出管理としたほか、取引種類を従来の現物取引のみから債券現先、債券貸借、債券先渡、金利スワップ、金利先渡契約等の取引にまで広げ、投資規模に対する制限も撤廃しました。

『220号通達』には、国際通貨基金（IMF）による特別引出権（SDR）構成通貨への人民元採用に向けて環境を整備する狙いがあったとみられます。2015年9月30日には、外国の中央銀行等に中国のインターバンク外貨市場も開放しています（中国人民銀行公告[2015]第31号）。

今回公布された『3号公告』は、インターバンク債券市場に参入可能な機関投資家の対象を大きく広げています。国外機関投資家が投資可能な取引の種類については「債券現物等の中国人民銀行の許可を経た取引」とのみ記載（第4条）。投資規模については限度額を設けないとしており、代わりにPBOCが

国外機関投資家の投資行為に対してマクロプルーデンス管理を実施すると明記しています（第3条）。また、中国証券監督管理委員会（CSRC）の資格批准を得た適格国外機関投資家（QFII）や人民元適格国外機関投資家（RQFII）にもインターバンク市場での債券取引に『3号公告』を参照適用すると明記しています（第20条）。なお、銀行等の国外機関投資家は債券取引と決済を取り扱う国内の決済代理人を通じて実際の債券投資業務を行うこととなります（第5条）。

【図表】 国外機関投資家によるインターバンク債券市場への参入条件

開放対象	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 金融機関（商業銀行、保険会社、証券会社、ファンド管理会社、その他の資産管理機構等） ✓ 上記の金融機関が販売する投資商品 ✓ 年金ファンド、慈善ファンド、寄付ファンド等の PBOC が認める中長期機関投資家
参入条件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 所在国・地域の法律に基づいて設立されていること ✓ 健全なガバナンス構造と整った内部統制制度を有し、経営行為が規範的で、直近3年以内に債券投資業務の違法・規定違反行為で監督官庁の重大な処罰を受けていないこと ✓ 資金源が合法的でコンプライアンスに合致していること ✓ 相応のリスク識別・引受能力を有し、債券投資リスクを知悉かつ自己引受できること 等
投資対象	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 債券現物取引等の中国人民銀行の許可を得た取引
決済代理人の資格要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国際決済業務能力を有していること ✓ 国外機関投資代理の専門部門を有し、かつ自己投資管理業務と人員・システム・制度・資産等を完全に切り離していること ✓ 代理・決済業務制度が健全で、債券取引代理・決済業務管理弁法、業務オペレーションフロー、リスク管理制度、従業員行為規範等が整備されていること ✓ 代理・決済業務に必要な IT インフラや技術サポート人員、情報システム管理制度を有していること ✓ 代理・決済管理に責任を負う部門責任者や業務人員がインターバンク市場自律組織・仲介機構による関連研修に参加済であること ✓ 直近3年以内に違法行為や重大な規定違反行為を起こしていないこと 等

（『3号公告』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

*

国外投資家による中国証券市場への投資については、国家外貨管理局が2016年2月3日付で『適格国外機関投資家による国内証券投資外貨管理規定』（国家外貨管理局公告2016年第1号）¹を公布し、QFIIによる国内証券投資枠の取得手続について、その資産規模に基づき算出される基礎限度額以下の申請を届出管理に変更する等の規制緩和を行ったばかりでした。続く『3号公告』の公布には、G20財務相・中央銀行総裁会議が2月26日から上海で開催されるのを前に、当局の改革姿勢をアピールする狙いがあったものと考えられます。

『3号公告』は、公布日より施行されています。その詳細については、3ページからの日本語仮訳および7ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

¹ 同管理規定の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第416号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。⇒ <http://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0428-XF-0105.pdf>

(日本語仮訳)

**中国人民銀行
公告[2016]第3号
国外機関投資家によるインターバンク債券市場への投資に
関連する事項のさらなる適切な遂行についての公告**

インターバンク債券市場の対外開放を推し進め、条件に合致する国外機関投資家による法令を遵守したインターバンク債券市場への投資を利便化するため、ここに国外機関投資家によるインターバンク債券市場への投資に関連する事項のさらなる適切な遂行について以下のように公告する。

- 1、本公告がいう国外機関投資家とは、本公告の要求に合致し、中華人民共和国国外で法に基づき登録・設立された商業銀行、保険会社、証券会社、ファンド管理会社およびその他の資産管理機構等の各種金融機関、上述の金融機関が法令を遵守して顧客に向けて発行する投資商品、ならびに年金ファンド、慈善ファンド、寄付ファンド等の中国人民銀行が認めるその他の中長期機関投資家を指す。
- 2、国外機関投資家によるインターバンク債券市場への投資は、以下の条件に合致していなければならない。
 - (1) 所在国・地域の関連法律に基づき設立していること、
 - (2) 健全なガバナンス構造および完善的な内部統制制度を有し、経営行為が規範的で、直近3年以内に債券投資業務の違法もしくは規定違反行為により監督管理部門の重大な処罰を受けていないこと、
 - (3) 資金源が合法的でコンプライアンスに合致していること、
 - (4) 相応するリスクの識別および引受能力を有し、債券投資リスクを知悉かつ自己引受すること、
 - (5) 中国人民銀行が規定するその他の条件。
- 3、中国人民銀行は、国外機関投資家が中長期投資家としてインターバンク債券市場に投資することを奨励し、合わせて国外機関投資家の投資行為に対してマクロプルーデンス管理を実施する。国外機関投資家は、外貨管理の関連規定に基づき関連資金の為替を行うことができる。
- 4、条件に合致する国外機関投資家は、インターバンク債券市場で債券現物等の中国人民銀行の許可を経た取引を展開することができる。
- 5、条件に合致する国外機関投資家は、国際決済業務能力を有するインターバンク市場決済代理人（以下「決済代理人」という）に委託して取引および決済を行わなければならないが、中国人民銀行に別

途規定がある場合を除く。決済代理人に委託して取引および決済を行う場合、決済代理人と代理契約を締結しなければならない。

- 6、 国外機関投資家の委託を受けて代理取引および決済サービスを提供する決済代理人は、国外機関投資家を代理して中国人民銀行上海本部に投資届出表を提出しなければならない。
- 7、 国外機関投資家の委託を受けて代理取引および決済サービスを提供する代理人は、以下の条件に合致していなければならない。
 - (1) 専門的な国外機関投資代理の業務部門を有し、かつ自己投資管理業務と人員、システム、制度、資産等の方面で完全に分離していること、
 - (2) 債券取引代理と決済業務制度が健全で、完備された債券取引代理と決済業務管理弁法、業務オペレーションフロー、リスク管理制度、従業員行為規範等を有していること、
 - (3) 債券取引代理と決済業務の展開に必要な情報技術設備、技術サポート人員、情報システム管理制度等を有していること、
 - (4) 債券取引代理と決済管理に責任を負う部門責任者、業務人員等の関連人員がすでにインターバンク市場自律組織もしくは仲介機構の組織する関連研修に参加していること、
 - (5) 直近3年以内に違法および重大な規定違反行為がないこと、
 - (6) 中国人民銀行が規定するその他の条件。
- 8、 国外機関投資家の委託を受けて取引および決済サービスを提供する決済代理人は、国外機関投資家のために以下の基本サービスを提供しなければならない。
 - (1) 国外機関投資家を代理してインターバンク市場投資届出業務を完成させること、
 - (2) 関連規定に基づき、国外機関投資家に協力して人民元専用預金口座、債券口座、決済資金専用口座、債券取引口座等の口座を開設、変更および抹消すること、
 - (3) 国外機関投資家の指図に基づき、国外機関投資家を代理して債券取引および決済を行うこと、
 - (4) 債券の利息支払、元金換金において、国外機関投資家のために関連事項を取り扱うこと。
- 9、 国外機関投資家の委託を受けて取引および決済サービスを提供する決済代理人は、国外機関投資家のために資産保管、会計勘定と評価、報告表の処理等の資産保管サービスを提供することができる。
- 10、 国外機関投資家の委託を受けて資産保管サービスを提供する代理人は、以下の条件にも合致していなければならない。
 - (1) 業務経営が規範的で、良好なガバナンス構造、完善的な内部検査モニタリング制度、リスクコ

- ントロール制度を有していること、
- (2) 専門的な保管業務部門および良好な保管業務能力を有し、自己保有資産と管理を受託する資産を厳密に切り離し、管理を受託する資産に対して分離記帳保管を実行すること、
 - (3) 保管業務を分担する主要責任者、部門責任者、業務人員がすでにインターバンク市場自律組織もしくは仲介機構の組織する関連研修に参加していること、
 - (4) 保管業務制度が健全で、完備された保管業務管理弁法、業務オペレーション規程、リスク管理制度、従業員行為規範、会計勘定弁法等を有していること、
 - (5) 保管業務に必要な技術設備、技術サポート人員、情報システム管理制度等を有していること、
 - (6) 直近3年以内に違法もしくは重大な規定違反行為がないこと。
 - (7) 中国人民銀行が規定するその他の条件。
- 11、決済代理人は、公平、公正、公開の原則に基づき、サービス項目および費用基準を設置しなければならない。関連サービス費用は、決済代理人および国外機関投資家が市場化の原則に基づき自主的に協議して決定する。
- 12、国外機関投資家によるインターバンク債券市場での投資業務の展開は、中国の法律・法規およびインターバンク債券市場の関連規定を遵守しなければならない。
- 13、国外機関投資家に以下のいずれかの状況があった場合、決済代理人に委託して遅滞なくインターバンク債券市場退出の関連事項を行わなければならない。
- (1) 機関が法に基づき解散した、閉鎖を命令された、取り消された、もしくは破産した場合、
 - (2) 商品が終了した、もしくは契約が期限到来した場合、
 - (3) 中国人民銀行が規定するその他の条件。
- 14、決済代理人は、インターバンク債券市場の関連規定を遵守して、以下の職責を履行しなければならない。
- (1) 中国人民銀行の規定に基づき国外機関投資家に対して資質審査を行い、資質規定に合致する国外機関投資家に対して、その代理委託を受理すること、
 - (2) 代理する国外機関投資家に対して十分にインターバンク債券市場の状況を紹介し、合わせてそれにリスクを提示すること、
 - (3) 中国人民銀行、中国インターバンク市場取引者協会、全国インターバンクコールセンター、債券登記保管決済機構に協力して市場分析、モニタリング関連業務を適切に遂行し、規定により遅滞なく中国人民銀行上海本部に国外機関投資家代理の関連情報および投資業務展開状況を報告すること。
 - (4) 中国人民銀行のクロスボーダー人民元業務の関連規定を遵守し、代理する国外機関投資家の

人民元専用預金口座に対してリアルタイムのモニタリングを行い、遅滞なく、正確に、完全に人民クロスボーダー受取・支払情報管理システム（RCPMIS）に関連する口座情報およびクロスボーダー人民元資金収支情報を報告すること、

(5) 中国人民銀行が規定するその他の職責。

- 15、中国人民銀行上海本部は、本公告に基づき相応する実施細則および投資届出表を制定し、国外機関投資家の届出業務を適切に遂行し、国外機関投資家および決済代理人に対する事中・事後監督管理を強化し、定期的に中国人民銀行に国外機関投資家の届出ならびに投資の関連状況を報告する。
- 16、全国インターバンクコールセンター、債券登記保管決済機構は、各自の職責に基づき、国外機関投資家によるインターバンク債券市場への投資のサービスおよびモニタリング業務を適切に遂行し、合わせて定期的に中国人民銀行上海本部に国外機関投資家の業務展開状況を報告しなければならない。重大な問題および異常な状況を発見した場合、遅滞なく処理して中国人民銀行に報告し、同時に中国インターバンク市場取引者協会に写しを送付しなければならない。
- 17、国外機関投資家および決済代理人にインターバンク債券市場での業務展開の過程において違法、規定違反行為が発生した場合、中国人民銀行は法に基づき相応する監督管理措置および行政処罰を採る。
- 18、香港特別行政区、マカオ特別行政区および台湾地区の機関投資家によるインターバンク債券市場への投資は、本公告の関連規定を適用する。
- 19、国外中央銀行、国際金融組織、ソブリン・ウェルス・ファンドによるインターバンク債券市場への投資は、『中国人民銀行による国外中央銀行、国際金融組織、ソブリン・ウェルス・ファンドによる人民元を運用したインターバンク債券市場への投資の試行に関連する事項についての通達』（銀発[2015]220号）の関連規定を適用する。
- 20、適格国外機関投資家（QFII）、人民元適格国外機関投資家（RQFII）によるインターバンク債券市場への投資は、本公告を参照して執行する。
- 21、本公告は、公布の日より施行する。もとの国外機関投資家によるインターバンク債券市場への投資に関連する規定が本公告と不一致である場合、本公告を基準とする。

中国人民銀行
2016年2月17日

(中国語原文)

中国人民银行
公告〔2016〕第3号
关于进一步做好境外机构投资者投资银行间债券市场有关事宜公告

为推动银行间债券市场对外开放，便利符合条件的境外机构投资者依法合规投资银行间债券市场，现就进一步做好境外机构投资者投资银行间债券市场有关事宜公告如下：

- 一、 本公告所称境外机构投资者，是指符合本公告要求，在中华人民共和国境外依法注册成立的商业银行、保险公司、证券公司、基金管理公司及其他资产管理机构等各类金融机构，上述金融机构依法合规面向客户发行的投资产品，以及养老基金、慈善基金、捐赠基金等中国人民银行认可的其他中长期机构投资者。
- 二、 境外机构投资者投资银行间债券市场应当符合以下条件：
 - (一) 依照所在国家或地区相关法律成立；
 - (二) 具有健全的治理结构和完善的内控制度，经营行为规范，近三年未因债券投资业务的违法或违规行为受到监管机构的重大处罚；
 - (三) 资金来源合法合规；
 - (四) 具备相应的风险识别和承担能力，知悉并自行承担债券投资风险；
 - (五) 中国人民银行规定的其他条件。
- 三、 中国人民银行鼓励境外机构投资者作为中长期投资者投资银行间债券市场，并对境外机构投资者的投资行为实施宏观审慎管理。境外机构投资者可按照外汇管理的有关规定办理相关资金的汇兑。
- 四、 符合条件的境外机构投资者可在银行间债券市场开展债券现券等经中国人民银行许可的交易。
- 五、 符合条件的境外机构投资者应当委托具有国际结算业务能力的银行间市场结算代理人（以下简称结算代理人）进行交易和结算，中国人民银行另有规定的除外。委托结算代理人进行交易和结算的，应当与结算代理人签署代理协议。
- 六、 受托为境外机构投资者提供代理交易和结算服务的结算代理人，应当代理境外机构投资者向中国人民银行上海总部递交投资备案表。
- 七、 受托为境外机构投资者提供代理交易和结算服务的结算代理人，应当符合以下条件：

- (一) 具有专门的代理境外机构投资的业务部门，且与自营投资管理业务在人员、系统、制度、资产等方面完全分离；
- (二) 代理债券交易与结算业务制度健全，具有完备的代理债券交易与结算业务管理办法、业务操作流程、风险管理制度、员工行为规范等；
- (三) 具备开展代理债券交易与结算业务所需的信息技术设施、技术支持人员、信息系统管理制度等；
- (四) 负责代理债券交易与结算管理的部门负责人、业务人员等相关人员已参加银行间债券市场自律组织或中介机构组织的相关培训；
- (五) 近三年无违法和重大违规行为；
- (六) 中国人民银行规定的其他条件。

八、 受托为境外机构投资者提供交易和结算服务的结算代理人，应当为境外机构投资者提供以下基本服务：

- (一) 代理境外机构投资者完成银行间债券市场投资备案工作；
- (二) 根据有关规定，协助境外机构投资者开立、变更和注销人民币专用存款账户、债券账户、结算资金专户、债券交易账户等账户；
- (三) 根据境外机构投资者指令，代理境外机构投资者进行债券交易和结算；
- (四) 在债券利息支付、本金兑付中，为境外机构投资者办理相关事宜。

九、 受托为境外机构投资者提供交易和结算服务的结算代理人可以为境外机构投资者提供资产保管、会计核算与估值、报表处理等资产托管服务。

十、 受托为境外机构投资者提供资产托管服务的结算代理人，还应当符合以下条件：

- (一) 业务经营规范，有良好的治理结构、完善的内部稽核监控制度、风险控制制度；
- (二) 具有专门的托管业务部门及良好的托管业务能力，将其自有资产和受托管理的资产严格分开，对受托管理的资产实行分账托管；
- (三) 分管托管业务的主要负责人、部门负责人、业务人员已参加银行间市场自律组织或中介机构组织的相关培训；
- (四) 托管业务制度健全，具有完备的托管业务管理办法、业务操作规程、风险管理制度、员工行为规范、会计核算办法等；
- (五) 具有托管业务所需的技术设施、技术支持人员、信息系统管理制度等；
- (六) 近三年无违法和重大违规行为；
- (七) 中国人民银行要求的其他条件。

- 十一、** 结算代理人应当按照公平、公正、公开的原则设立服务项目和费用标准。相关服务费用由结算代理人 and 境外机构投资者根据市场化原则自主商定。
- 十二、** 境外机构投资者在银行间债券市场开展投资业务，应当遵循中国法律法规和银行间债券市场的有关规定。
- 十三、** 境外机构投资者有下列情形之一的，应当委托结算代理人及时办理退出银行间债券市场相关事宜：
- (一) 机构依法解散、被责令关闭、被撤销或者破产；
 - (二) 产品终止或合同到期；
 - (三) 中国人民银行规定的其他情形。
- 十四、** 结算代理人应当遵守银行间债券市场相关规定，履行以下职责：
- (一) 根据中国人民银行的规定对境外机构投资者进行资质审核，对符合资质规定的境外机构投资者，方可受理其代理委托；
 - (二) 向代理的境外机构投资者充分介绍银行间债券市场情况，并向其提示风险；
 - (三) 配合中国人民银行、中国银行间市场交易商协会、全国银行间同业拆借中心、债券登记托管结算机构做好相关市场分析、监测工作，按规定及时向中国人民银行上海总部报送代理境外机构投资者的有关信息及投资业务开展情况；
 - (四) 遵守中国人民银行跨境人民币业务相关规定，对代理的境外机构投资者人民币专用存款账户进行实时监测，及时、准确、完整地向人民币跨境收付信息管理系统（RCPMIS）报送有关账户信息以及跨境人民币资金收支信息；
 - (五) 中国人民银行规定的其他职责。
- 十五、** 中国人民银行上海总部应当根据本公告制定相应实施细则以及投资备案表，做好境外机构投资者的备案工作，加强对境外机构投资者和结算代理人的事中事后监督管理，定期向中国人民银行报送境外机构投资者备案及投资的相关情况。
- 十六、** 全国银行间同业拆借中心、债券登记托管结算机构应当根据各自职责，做好境外机构投资者投资银行间债券市场的服务和监测工作，并定期向中国人民银行上海总部报送境外机构投资者的业务开展情况。发现重大问题和异常情况的，应当及时处理并向中国人民银行报告，同时抄送中国银行间市场交易商协会。
- 十七、** 境外机构投资者及结算代理人在银行间债券市场开展业务过程中发生违法、违规行为的，中国人民银行将依法采取相应的监管措施和行政处罚。

- 十八、 香港特别行政区、澳门特别行政区及台湾地区的机构投资者投资银行间债券市场，适用本公告的有关规定。
- 十九、 境外央行、国际金融组织、主权财富基金投资银行间债券市场适用《中国人民银行关于境外央行、国际金融组织、主权财富基金运用人民币投资银行间债券市场试点有关事宜的通知》（银发〔2015〕220号）的有关规定。
- 二十、 合格境外机构投资者（QFII）、人民币合格境外机构投资者（RQFII）投资银行间债券市场参照本公告执行。
- 二十一、 本公告自发布之日起施行。原有关境外机构投资者投资银行间债券市场的规定与本公告不一致的，以本公告为准。

中国人民银行
2016年2月17日

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。